

だろう。こういうご意見をいただいております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。意見書を出していただいた委員の方々、大変ありがとうございました。推計資料を提出いただいたり、全体の考え方、今後の在り方についてのご議論、あるいは今日ありましたマクロ経済調整の在り方についてもかなり具体的な点についてのご指摘もございました。

16年の年金改革に向けて、各論に入ってまいりましたことは確かでございますけれども、今ご指摘がございましたように、例えば財政方式でありますとか、財源の在り方に関する基本的な論点がある、あるいは年金だけではなく、医療・介護といったような全体の社会保障なり社会保険という中でどう位置づけていくかということもある。あるいは、人口については2025年ぐらいまではかなりはっきりしている点でございますけれども、経済状況については、一定の仮定を置いた中でいろいろな議論をしているわけで、無論経済は生き物でございますから、それについてどう考えていくかというようなこともある。これらは共通に、今後に残されている大きな問題であると思います。年金部会だけでコントロールできる問題でないことは確かでございますけれども、そういう議論をする必要性は私も十分認識しておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

伺っておりますと、例えば、データを見ますと、2025年以降に人口変動の影響が非常にはっきり出てくることになりますけれども、それを待っているのではなくて、早くからアクションをとった方がいいのではないかという意見が比較的多かったように思いますし、その際には既裁定年金も含めて考えた方がいいのではないかというようなことも、複数の委員の方からご指摘があった。ただ、その水準でございますとか、世帯類型の在り方については、まだ少し意見が分かれるようなこともあるのではないかというのが私の印象でございました。

それではあと45分ほど時間がございますが、提出された意見も含めましてご意見があれば伺いたいと思っております。小島委員等から発言をしたいということを既に伺っておりますので、まずそちらをお願いして、その後、ご自由にご議論していただきたいと思います。

○ 小島委員

ポイント絞って3点ほど述べたいと思っております。

今、皆様のご意見を伺っていますと、どうも水準をもっと引き下げると、もっと将来を厳しく見て、保険料引上げも早めにやれというようなご意見が多

数です。それではこの部会としてのバランスが崩れるのではないかと思いますので、別の考え方を意見としてお話ししたいと思います。

一つは負担の問題です。保険料率20%を上限にということで試算がされていますけれども、この前提としては、今の国民年金第1号の空洞化問題、これをどうするかというのが一つ大きなポイントになるのではないかと。第1号被保険者の2,200万人ぐらいの対象者のうち、保険料免除者を含めると4割近くが実質的には今保険料を負担していないという実態があります。

こういうものを前提にした上での試算ということがある限り、やはり負担が多めに出てくる、あるいは給付を多めに調整するという話になってくるのだと思います。まさに足元の基本的な1階部分をどうするかというところがこれからの議論になるのだと思います。そういう観点からすると、私どもは皆年金制度をきちんと確立するという意味で1階を税方式化すれば、この全体の負担の在り方についても大きく変わってきます。それが結果的に、最終保険料方式という考え方に立ったとしても、その水準は大きく下がると思います。1階部分を税方式にして、それを国民が広く負担をして支えていく制度に改革するということをまず考えるべきです。税方式にした場合には、財源の問題等がありますが、そこは年金課税の見直しも含め、年金受給者世代も自ら制度を支えていくというような仕組みに変えていくことも重要なテーマではないかと。それが第1点であります。

次に給付水準の問題です。この間から示されている資料は、あくまでもモデル年金を基準にした議論になっている。モデル年金と高齢世帯の消費支出を比較していますが、実際は現在年金を受け取っている年金受給世帯は必ずしもモデルの水準に達していない。そういう実態を考えれば、今の年金受給実態、それと今の高齢者の消費実態ということを経済的にどう見ていくかということから考える必要がある。将来的な見通しを考える場合には、高齢者の消費支出というのは、先ほどもご意見があり、前回私も言いましたけれども、医療保険の自己負担が4月から3割になることが予定されております。70歳以上からは1割か2割ですけれども、70歳未満のところは3割自己負担ということになります。消費支出の中では医療保健負担として当然増えていく。そのほか、医療保険の保険料も年金受給者も負担していく。あるいは介護保険の保険料も負担していく。そしてもう一つ、先ほど言いましたように、年金課税の強化ということになれば、所得税、住民税を含めた年金受給者の社会保険料と税の負担というのは増えていく。そういう支出全体の見通しをどう考えるか。その意味では年金制度と医療

制度、そして介護制度は、まさにリンクしており、トータルな形で年金の水準というのは検討しなければならないと思っています。そういう意味では、現在の水準を引き下げることにはならないだろうと私は思っております。

それと高齢世帯は、所得格差が相当大きくなります。現役世代の格差以上に高齢世代の格差は大きくなりますので、そう考えた場合に、モデル年金を基準にした水準だけで議論することはできないと思います。高齢世代の所得格差等を踏まえた実態に合った水準論が必要だと思っております。私からは、以上の3点です。

○ 宮島部会長

大山委員からもご発言の希望を伺っておりますが。

○ 大山委員

給付の水準についてかなり慎重に検討する必要があるのではないかと。それは公的年金制度そのものの根幹に関わる。これまで、いろいろ厚生労働省の方から、厚生年金あるいは公的年金の在り方について考えを聞いてまいりました。意見にもありましたが、将来、いわゆる第一線・現役を退いた時点における経済社会がどのように変わっていくかわからない中で、きちんとした、従前と余り変わらない生活をきちんと保障する必要がある。

公的年金は三つのリスクに備えるものということですが、一つは、経済や社会の変動によって、自分たちの老後の生活がどうなるかということについて一人一人が見通すことは非常に難しい。そういう中で、将来の老後の生活を保障するという観点から、公的年金制度が必要だということが、この間、大分強調されてきたわけです。

今出されている提案は、そこはあくまで試算ですから最悪の方の数字を考えるのは考えすぎだと言われるかもしれませんが、私は前提になっている経済指標というのだって、実質的に賃金が2%ずつ上がっていき、物価上昇は一定程度ですと言われても、今のような状況もあるし、これから日本の将来を見通した場合、そういうものが保障されるかどうかという問題もあるわけです。そういう中で52%だ、45%だというような所得代替率が出されてきても、それで本当にこの間、指摘されてきた、公的年金制度のいわゆる老後の生活保障という役割が、そういう水準で果たせるのかどうかという問題があると思うんですね。

海外の様々な制度がどういうふうになっているかということについてはこの間もいろいろ厚生労働省から説明を聞いてまいりましたが、水準そのものについては、なんだかんだ言いながら、それなりに60%ぐらい維持すると

いうことで、諸外国の制度は運営されていると思うんですよ。

そういう点では、所得代替率が45%あるいは52%というものが示されているという点について、慎重に給付の問題について考える必要があるのではないかと、いうことを意見として言いたいと思います。特に、基本的にはよほどの問題がない限りは、60%の所得代替率を維持するためにどうしたらいいのかということ、負担の問題も一方でありますけれども、ここで議論を深めるべきだ、ほかに方法はないのかどうか、そういう点をしっかり議論するべきだと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。山口委員はいかがですか。

○ 山口委員

部会長のご指摘のとおり、マクロ経済調整というものをしっかり勉強しなくてはいけないのですが、イメージできている範囲で申しますと、今回の給付と負担のところでは、最終保険料に至るまで段階的に保険料を引き上げて、逆に給付水準をなだらかに下げていくという点については、これは何人もの方がおっしゃっていますけれども、特に若い世代にとって、この年金に対しての不信感が強くなる、それから世代間格差が拡大されてしまうというようなことに対して大変不安を持つわけです。

特に給付水準が変動するということは、将来不安を大きく招くことだと思うんですね。老後生活への備えが非常に不安定になって、一層将来不安が高まるという中で、先ほど年金だけで老後をすべて賄うのではなくて、自助努力も必要だというご意見もございましたが、今現在でも賃金は上がらない、生活も大変厳しい。自助努力をできる層はしています。ただ、それが結果的に経済的引きこもりではないですけど、消費も非常に少なくなっている。そういうようなことを考えると、年金だけでなく自助努力もしないといけないのであったら、年金に頼る必要はないというような年金不信をさらに増大させるのではないかと、いうふうに思っております。

そういう意味では、年金水準については、現役世代の手取り年収の一定水準、代替率が維持されるということで、それに基づいて自分の将来設計ができるという仕組みがぜひとも必要だというふうに思います。それが公的年金の役割ではないか。

先ほども申し上げましたように、公的年金が一部あって、それプラス自助努力というふうなことに、公的年金を老後の生活を支える一部なのだということにするのかどうかというような議論を十分しなくてはいけないというふう

に思っております。そういう中で、私は公的年金というものについては、保険料を若いときから支払いながら、それが将来自分の安定した老後につながるのだという思いを込めてといたしますか、思いがあって保険料を払い続けていくという、そういう公的年金であってほしいと思っています。

もう一つ、先ほど部会長の方で、各論を議論した後、また給付と負担については戻って議論するということでしたので、それを伺った上で、遺族年金の部分についても申し上げておきたいのですが、遺族厚生年金の受給者比率が2000年では約20%ということですが、今後は2025年は約25%、2050年は約26%と段階的に増えていく。遺族年金の受給者が増えていくことによって給付費も増えていくわけですが、こういった遺族年金の仕組みを現状のままとして試算されている。これだけ比重が高いものについては、そのままではなくて、見直しをするべきであるというふうなことを、これはまた別の各論のところで議論すると思いますが、試算の中に反映されているという意味で意見を言わせていただきました。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。近藤委員、どうぞ。

○ 近藤委員

先ほどから世代間の公平性という問題が出ていますのでけれども、世代間の公平性というのであれば、今の財政方式の中で段階保険料をとっている限り、財政的にみれば、20代の人も30代の人も負担を先送りして、要するに今日生まれた子どもに将来薄くですけれども負担していただくことになる。ですから世代間の議論は、この間の年金局の数理課から出ている数字で皆さんやっているわけですがけれども、あれは60から65に支給開始年齢を延ばしたり、経過措置がいろいろ入っていることによってそれが出てきているわけで、今回の改正の結果で、段階保険料を最終保険料まで引き上げ、また、給付のマイナスが多分2割ぐらいのところにおさまるスライドをします。そうすれば多分ある程度公平な水準にもっていけるのではないかという気がします。ただ、世代間の公平性の問題については、もし段階保険料をやめて、最終保険料にすぐ引き上げるということで首尾一徹すれば、これはいいのですけれども、そうでない限り、余り議論しても私はしようがないのかなと思います。

ただ、一つ問題なのは、既裁定年金者の問題で、これについては、皆様方も、高いという人もいれば、いいじゃないかという人もおられるのですけれども、さっきの資料の18ページにあるようにスライド率に寿命の延びを勘案

するというのを、これは新規裁定についてということですがけれども、何かこういう考えを既裁定の中に取り入れてやっていくというようなことが可能ではないか。できれば、理論的にはいろいろ問題が出てくるかもしれませんが、割り切りの問題もあると思うので、ぜひ若い人たちが納得する材料として組み込めればいいという気がしております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。今、伺っておりますと、かなりいろいろ意見の違いが明確になってきてございますけれども、それでは、他によろしゅうございますか。それでは、岡本委員、どうぞ。

○ 岡本委員

他の委員の方に対する反対の意見ということでよろしゅうございますか。

○ 宮島部会長

どうぞ。

○ 岡本委員

小島委員と大山委員と山口委員がおっしゃったことについて、私は気持ちとしては理解できますし、少しでも高い水準の年金のある社会をつくろうということについて、私は異論はないのですが、公的な制度というものが持続できるかについては、やはり国の力であるとか、あるいは負担する力に限りなく依存しているわけであって、そういうものとして議論しませんと、いつまでたっても、給付が高ければ高いほどいいという議論になっていくわけですし、それをまたやりますと、従来のように負担の引上げを繰り返すというようなことになるわけですから、私は、ここはつらい議論でありますけれども、そういう日本という国の今の負担力なり、財政力なり、現役世代の負担を見て、現実的に議論をしていくことが、お気持ちはわかりますけれども、必要ではないかと考えておるわけです。矢野委員も私も、今回は負担に軸足置いて議論しようではないかという点はそういう趣旨であるわけでございます。

もう一つ、先ほどから平均値の問題であるとか、所得代替率の問題という議論が出ております。私は、年金について議論をするときに、所得代替率というのは、一つの視点としては有効だと思うのですが、随分とその持つ意味が変わってきたと思うのです。従来は、日本は終身雇用で年功序列で、しかも各人に差がなくて、大体一定の幅で報酬が決まっておりましたから、そういう意味では標準報酬の平均値も非常に意味を持っていたのですが、これからは、100万単位で派遣とかパートとかアルバイトで働く方も増えていきますし、それから

現役の世代でも、成果主義であるとか、いろんなそういうことで非常にバラツキが大きくなっている。例えば、100万の収入と500万の収入を合わせて平均が300万といっても、私はそれがどんな意味を持つか疑問です。これからの時代はますます実態のバラツキというのが大きくなってきて、余り平均値で議論すると実態との乖離が逆に大きくなる。そういうことで私は、所得代替率というのも一つの見方でありませけれども、実際の給付の水準の絶対値が実際どんなふうに評価できるのか、そういう議論も併せてやりませんと、所得代替率だけで、高い、低いという議論をすると間違える危険があるのではないかと、こんなふうなことを考えております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 神代部会長代理

今の岡本委員のご意見に私も全く賛成なのですが、どういうわけか、この部会では、従来もそうだったかもしれませんが、平均的な標準報酬に対するモデル年金の割合をもって「所得代替率」という言葉をずっと使っていて、それはそれで定着しているのですからしょうがないのですが、ほかの国で所得代替率の議論をしているときは概念が違う方がむしろ多いと思うんです。一つは、退職した場合は、実質的に同じ生活を維持するにしても、活動中とは必要な生計費の水準がおのずと違いますから、そういう意味で、生計費の視点から見た所得の代替率というのが、同じ実質生活水準を維持するために必要な所得水準という意味で、しかもそれは所得階層別に当然違うということをお前提にしています。家計調査のマイクロデータを使って、大変な計算をアメリカなどではやっていますが、日本ではそういう生計費の計算を一つもやってないんですね。ですから生計費の読み方についていろいろ議論が出るのは当たり前で、本来は所得階層別に、引退前後で実質的に同じ生活を維持するにはどれだけの所得が必要かという、本来の意味での所得代替率を本当はきちんと把握できればした方がいいのですが、これはすぐには、日本の現状では難しいと思います。学者がやってできないことはないのかもしれませんが、かなり難しいと思います。

それともう一つは、例えばOECDなどの出している資料をご覧になっている方は多いと思いますが、実際の所得階層分布ごとに、5分位階級別に見た実

際の引退時点の所得に対して、年金あるいはその他資産所得まで加えて計算する場合もいろいろありますが、引退後の所得が何%かという率を普通「所得代替率」と呼んでいます。いずれも所得階層によって所得代替率というのは非常に大きな格差があって、日本はほかの国と同じカーブをしていますが、低所得層、第一5分位の人あたりでは7割前後であり、非常に高い。日本だけが高いわけではなく、どこの国もそういう国が多いですが、第5分位あたりにいきますと25%ぐらいで非常に低い、こういうカーブをしているわけですね。

そういう所得分布と所得代替率の関係を前提にして本当は議論しないとおかしいので、岡本委員がおっしゃるように、ここで使っている所得代替率という定義は国際的な常識から見ると特殊な定義だと私は思いますので、ぜひ、常識的な定義にも注意を払って議論をした方がいいと思います。そうでないと、さっきどなたかおっしゃっていたように世帯モデルごとに行ういろいろやって計算するなんて気の遠くなる話になるわけで、それよりは所得階層別の所得代替率というものを念頭に置いて議論した方が適切ではないかと思えます。

○ 宮島部会長

どうぞ、大山委員。

○ 大山委員

外国の例についてはもっと教えていただきたいと思いますが、現に今、所得代替率という概念は機能しています。どの程度の年金になるかということです。特に一番私なんかのところで問題になっているのは単身男性です。何でこんなに年金が低いんだということがよく問題になります。それは40%程度で、今まで間違っていたんじゃないかとなるのです。一般的にはいわゆる60%がずっと頭に入っているものですから、それでみんな考えているんですよ。

そういう意味では、今の所得代替率の考え方が、海外との比較で見た場合にはこういった問題があるというのはこれから議論していただきたいと思いますが、所得代替率というものが今、全然機能してないかということ、現に年金をもらうとき、特に定年直前に年金額を計算してもらいますが、そのときに年金が低いということになる。例えば特に出てくるのは単身男性です。それについては所得代替率で私たちは説明します。所得代替率というのはひとり歩きしているのではなくて、そういう事実に基づいて一定の水準が出てくるわけです。だから海外との比較の関係でいろいろやるというなら、



これから教えていただきたいと思いますが、所得代替率が機能してないということはないと思いますよ。

○ 宮島部会長

今の所得代替率については、従前の給与所得ベースで見るという考え方と生計費で見るといような考え方がありました。それから、従来のような終身雇用というか、年功賃金というようにベースで、老後にスムーズに生活が維持できるような発想で今まで年金水準が考えられていると思いますけれども、今後、賃金体系が変わってくるとその考え方も違ってくるだろうという意見もありました。

これらの発言を受けて、どう具体的な資料を出すかは、もちろん事務局の方にも、その点は検討できる範囲でやってもらうということにはしたいと思います。ただ、なかなかその辺のデータの制約もあって簡単にはいかないかもしれませんが、検討させていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

○ 小島委員

私が発言した内容に対し、給付を現状のまま維持した場合には負担が大変じゃないか、多分そういうご意見が岡本委員からあったと思います。私が言ったのは、1階、2階を含めた負担の在り方を考えた場合に、1階の基礎年金を誰が負担しているのかという問題です。それは、空洞化の問題と関わります。、第1号のうち4割の方が保険料を負担してない分は、保険料を負担している1号と2号の保険料で賄っているということです。1階の姿をどうするかによって、第2号、いわばサラリーマン世帯の保険料は大きく変わってくるということです。

今の1階の社会保険方式を将来的に維持していくことが本当に可能かどうかということです。税方式にすれば、そこは広く国民全体が負担するという形になる。財源については、我々は1/2を一般財源、1/3を年金目的税、6/1を社会保障税と考えている。年金目的税は消費税率換算で2025年で3%ぐらいと想定しております。このような形で負担をすれば、今まで1号と2号にいわば負担が偏っていたものがもう少しなだらかになる。そうすれば、保険料としてはそんなにいらぬ、少なくとも済むことになります。

我々の試算では、2025年時点で考えれば、厚生年金の保険料は15%程度で済むということになっています。我々が試算したときには、支給開始年齢は65ではなくて平均62か63のところ試算をしましたので、2025年時点では65ということになりますので、そうする、人口変動等も勘案するとしても、15%程度

でそんなに違わないだろうというふうに思います。2025年までは人口構成はそんなに変わらないという見通しですが、2025年以降については、これからの少子化対策の在り方、社会全体の在り方をどう描いていくのか、これからの政策をどう打ち出していくかというところに関わってくるのだと思います。それは年金を支える21世紀の日本の社会の在り方自体に関わってくる。これをどういうような方向に持っていくかというところによって大きく変わってくると思いますので、2050年までの人口推計をそのまま前提にした議論というのは、今の時点でなじまないのではないかと考えています。

○ 宮島部会長

ただいまのご意見についてもいかがでございましょうか。矢野委員。

○ 矢野委員

1階を税方式にするという前提にした場合には、保険料率の負担というか限度というものも変わってくるわけです。ですからその点はしっかり議論していろいろなシミュレーションをする必要があるのではないだろうかと思います。現在1/3が税ですけれども、財源を手当てして半分にしようとしているわけです。私どもはその分を消費税1%で賄うべきだと言っているわけですけれども、その先も考えて、どういう負担の方式が望ましいのかということを考えますと、当然今出ている保険料率20%という数字も随分大きく変動してくるだろうと思いますので、そうした意味のシミュレーションもしながら、やはりこの場で検討して、どういうものが現実的なのか、どういうものがあるべき論からいって望ましいのかということをしっかり詰める必要があるのではないだろうかと思います。

○ 宮島部会長

わかりました。他にいかがでしょうか。ただいまのご意見などを伺っておりますと、保険料の問題と税の問題と分けて考えて議論していいのだろうか、保険料は下がるけど税の方は上がりますよということで国民の納得を得られるのかなど、いろんな問題が当然起こってくるということでもありまして、その問題と今後の水準の問題は、そういう意味ではリンクしていることは確かでございます。ただ、年金制度としての枠内の話と合わせて、例えば税や運用ですとか、こういう世界との関係まである程度視野に入れて議論する必要が出てきます。私は、年金部会として議論できることは何であり、あるいは年金制度としてできることは何かということはある程度はっきりしていると思いますけれども、もう少し視野を広く持って議論しておく必要があるという気が私はいたしました。

今日のご意見の中で、杉山委員から、特に今後の労働力人口あるいは労働力率について、男女それぞれどういった前提をおいているのかというコメントがございましたので、それについて事務局からお答えいただきたい。

もう一つ、寿命の要素を考えるという話が今回出てきたわけですが、先ほど近藤委員から、これは一体新規裁定だけなのか、あるいは既裁定も視野に入れたような話なのかという議論がございましたが、その辺のところ、事務局から今お話しがございませうでしょうか。

○ 坂本数理課長

まず、杉山委員のご質問に対します回答でございますが、順序が前後いたしますが、まず男女の平均報酬をいくらと仮定して試算を出したのかという点については、平成12年度末の実績値を用いております、平均値で申しますと、男子が37万円、女子が22万円でございます。ただし、シミュレーションをやりますときには年齢分布を考慮いたしましてシミュレーションをしているところでございます。

それから、男女の労働力率をいくつと仮定して試算したのかということでございますが、これは次回その資料を具体的にお示ししたいと思っておりますが、典型的な年齢階層だけ申し上げますと、例えば30歳から34歳という年齢階層の男子につきましては、平成12年の労働力率が97.6%で、平成37年までこの97.6%が続くと前提を置いております。それに対しまして、女子の方は、30歳から34歳の年齢階層でございますけれども、平成12年の労働力率は57.4%、平成22年の労働力率は61.1%、平成37年の労働力率は65.0%と、徐々にM字型の谷の部分が上がっていくという前提で計算しております。

○ 宮島部会長

そういうお答えですが、よろしゅうございますでしょうか。

○ 杉山委員

ありがとうございました。

○ 坂本数理課長

もう一つ、近藤委員のご質問でございますけれども、まだ具体的にどういふふうにするかという詰めた検討は行っておりませんが、一応ここで想定されますのはいわゆるスライド調整率を調整するという考え方でございますので、新裁・既裁両方に、適用される場合には適用されるということにならうかと思っております。

○ 宮島部会長

わかりました。とりあえず質問があったところだけ済ませましたけれども、

まだ時間が若干ございますので、何かご意見なりご質問があれば伺っておきたいと思っております。本日のテーマでございますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、冒頭に申し上げましたように、今後、各論が進み、個別の問題をさらに議論する中で、この部分が一番今後の核心部分に当たるわけでありまして、各論の議論を含む形で、給付と負担の在り方について再度ご議論いただく機会を設けたいと思っておりますので、改めましてそのときにまたご議論をいただきたいというように思っております。

今日はそういう意味で大変貴重な意見書を出していただきまして、ありがとうございました。特にデータについて教えてもらった件もございまして、また、かなり制度的なものに踏み込んだ議論もございましたので、そういう意味で大変実りある部会であったというふうに思います。

それでは今後のスケジュール等、あるいはほかの報告事項が事務局からございますでしょうか。総務課長からお願いいたします。

○ 高橋総務課長

今回は財政再計算の諸前提などに関わる論点につきましてご議論いただきたいと考えております。開催日時については、日程を調整し、改めてご連絡申し上げます。

それから、先日の部会でもお話いたしましたように、年金改革について幅広く国民的な議論を進めていくために、各地で国民との対話を行う予定といたしております。現在、小泉内閣では、閣僚と有識者の方々が参加するタウンミーティングを随時開催しております。先週の日曜日（3月2日）でございまして、坂口厚生労働大臣、根本内閣府副大臣、また宮島部会長にもご参画いただきまして、年金を中心とした社会保障改革をテーマにいたしまして、静岡市でタウンミーティングを開催いたしましたところでございます。

それから、私どもの主催で、あす3月8日に和歌山市で、これは行政側だけでございますが、また3月15日、来週の土曜日には熊本市で年金対話集会を開催する予定でございまして、熊本市の分につきましては、神代部会長代理、杉山委員、山崎委員、渡辺委員にご参加いただくことになっております。今回、時間的余裕が大分ございまして、一部の委員の方々に個別にお願いをさせていただきまして、ご参加をいただきましたけれども、4月以降に開催する年金対話集会につきましては、日程・場所が決定いたしました段階で、改めて委員の皆様にご参加のお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお断りを申し上げます。

今後の日程に関しましては以上でございます。

○ 宮島部会長

私の方から最後にお願いがございます。次回は財政再計算の諸前提ということでございますが、本日の議論を踏まえまして、もし何かご意見を表明されたいということであれば、改めて意見書のような形でご提出いただければありがたいと思います。そのことだけお願いしておきまして、本日の部会はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。